

子ども・子育て 教育施設等医療的ケア支援

市内教育施設などにおいて、たんの吸引や導尿などの医療的ケアが必要な子どもの保護者負担を軽減するため「恵庭市教育施設等巡回看護師派遣事業」を実施しています。

対象 市内の小・中学校、学童クラブ、保育園、認定こども園に在籍する子どもの保護者

問合せ先 児童・生徒▶教育支援課(☎33-3131内線1631)、学童クラブ・園児▶えにわっこ応援センター(☎33-3131内線1234)

全国学力・学習状況調査などの結果公表

令和7年度に実施した調査のうち、恵庭市の児童・生徒に関する結果を公表します。

公表内容 ①全国学力・学習状況調査(学力テスト・学習などに関するアンケート)②全国体力・運動能力、運動習慣等調査(体力テスト・運動習慣などに関するアンケート)

公表方法 市ホームページに掲載、閲覧用冊子の設置

冊子設置場所 教育委員会事務局(市民会館2階)、島松支所、恵み野出張所

公表期間 令和9年3月31日まで

問合せ先 教育総務課(☎33-3131内線1612)

教育相談

日時 4月30日(木)10時～16時

会場 市役所1階相談室、または教育支援センターふれあいルーム(有明町1-11-4)

対象 市内に住む小・中学生、高

校生およびその保護者
相談員 担当校のスクールカウンセラー
申込方法 4月28日(火)までに電話
問合せ・申込先 教育支援課(☎33-3131内線1632)

【拡大・変更】産後ケア事業

拡大・変更内容

- ① 日帰り型の対象を産後1年未満までに拡大
- ② 4月1日以降に出産した人が、里帰り先の市町村で産後ケアを利用した場合の利用料を助成
- ③ 利用申請は市公式LINEからに変更となり、申請後は産後ケア利用券を交付

その他 詳しくは市ホームページを確認
問合せ先 えにわっこ応援センター(☎33-3131内線1254)



恵庭市高等学校等奨学金制度

問合せ・申請先 教育総務課
(〒061-1498 新町10/ ☎33-3131 内線1613)

学業成績が優良であるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校などへの就学が困難な生徒、または不登校などの状況にありながら向学心を持ち、学校復帰の意思がある生徒を対象に、返還不要の「高等学校等奨学金」を支給します。詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせください。

対象

次のすべてに該当する人

- ①本人または保護者が恵庭市民
- ②高等学校等に在学していること(令和8年度は1年生のみ対象)
- ③経済的な理由があること(恵庭市就学援助世帯と同基準の世帯〔市町村民税非課税世帯を除く〕)
- ④次のいずれかに該当
(ア) 中学3年生時の全履修教科の平均評定が5段階評価で3.0以上
(イ) 中学3年生時に不登校・傷病などにより30日以上欠席または出席停止が認められる

支給金額

月額5,000円(年4回に分けて支給)

申請書類

- ①奨学金支給申請書(兼同意書)
- ②在学証明書など、在学を証明する書類
- ③中学3年生時の学業成績証明書(成績表の写し可)
- ④令和8年1月1日現在、恵庭市に住所がない人は令和7年分の所得証明書
- ⑤作文(400字程度、様式任意) ※対象④(イ)の人のみ
※申請書は申請先のほか、市ホームページからもダウンロード可

申請方法

4月13日(月)～6月30日(火)に窓口、郵送
※窓口の場合は、土・日曜日、祝日を除く
※郵送の場合は、6月30日(火)の消印有効

その他

8月中に支給または不支給の決定通知を送付

～あなたの意見を聞かせてください～

令和8年度パブリックコメント実施予定

NO.	名称	意見募集時期	趣旨・目的	問合せ先
1	恵庭市立図書館改修基本計画	5月1日(金)～6月1日(月)	恵庭市立図書館は建設から33年が経過し老朽化が進んでいるが、その一方で目標耐用年数は27年残っており長寿命化が必要となっている。そのため、長寿命化と機能強化を図る改修基本計画を策定し、民間の活力も視野に質の高い図書館サービスの提供を目指す。	読書推進課 (☎ 36-1545)
2	市民提案制度 ※名称検討中のため変更の可能性あり	6～7月頃	市民から地域課題の解決やまちづくりに関する具体的なアイデアを募集し、公益性・実現性などを審議のうえ行政施策に反映する制度を策定し、協働のまちづくりの推進を図る。	企画課 (内線 2611)
3	えにわ障がい福祉プラン	12月頃	現行計画が令和8年度に終了するため、新たに3カ年計画を策定する。	障がい福祉課 (内線 1215)
4	恵庭市交通安全計画	12月～令和9年1月頃	現行計画が令和7年度に終了するため、新たな計画を策定する。	生活環境課 (内線 1184)
5	第4期恵庭市農業振興計画	令和9年1月頃	地域農業が抱えるさまざまな課題への対応とさらなる振興のため本計画を策定しており、10年間の計画期間のうち前期が終了することから、社会情勢などを踏まえて中間見直しを行う。	農政課 (内線 3311)
6	第10期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和9年1月頃	令和9～11年度の3年間における介護サービス提供体制の構築、介護保険料の設定、高齢者の自立支援および介護予防の取り組みについて目標などを定める。	介護福祉課 (内線 1225)

【問合せ先】生活環境課 ☎ 33-3131 (内線 1184)

恵庭市重度障がい者タクシー料金・自動車の燃料費の助成



在宅の重度障がい者の外出支援としてタクシーチケットまたは自動車の燃料費の助成券を交付しています。

※次の(ア)～(エ)のすべてに該当する人が助成対象者となります。

(ア) 障がい要件：次の(1)～(3)のいずれかに該当すること

- (1) 1～2級の身体障害者手帳を有し、次の①～⑫の障がいのいずれかに該当する人
 - ①下肢 ②体幹機能 ③乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの移動機能 ④視覚 ⑤心臓 ⑥じん臓(タクシー料金の助成を受けた場合でも令和8年度上期・下期人工透析患者通院交通費助成を受給することができます) ⑦呼吸器 ⑧ぼうこう ⑨直腸 ⑩小腸 ⑪免疫機能 ⑫肝臓
- (2) 療育手帳A判定の人
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の人

(イ) 住所要件：恵庭市に住居を有すること

(ウ) 居宅要件：次の(1)、(2)のいずれにも該当すること

- (1) 施設入所をしていないこと(グループホーム除く)
- (2) 病院に3カ月以上入院中ではないこと(入院中は退院後に申請できます)

(エ) 所得要件：次の(1)または(2)に該当すること

- (1) 18歳以上の人(4月1日現在)
対象者および配偶者が令和6年分(7月以降は令和7年分) 所得税非課税
- (2) 18歳未満の人(4月1日現在)
対象者の属する世帯全員(親、保護者)が令和6年分(7月以降は令和7年分) 所得税非課税

※不明な点は、問い合わせください。なお、申請は手帳を持参のうえ、障がい福祉課または島松支所、恵み野出張所で手続きください。

問合せ・申請先 障がい福祉課 (☎ 33-3131 内線 1219)